

災害時におけるリネンサプライ等に関する協定書

株式会社柴橋商会（以下「甲」という。）と小田原市（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の要請に基づき甲が行うリネンサプライ及び福祉用具の貸与（以下「協力業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、市民の生命、身体及び財産の安定並びに生活を確保するため、乙が甲の協力を得て、福祉避難所等において寝具及びリネン、福祉用具の安定した提供を行うことができるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 この協定に基づく協力業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）別添 提供物品一覧にある物品の貸与
- （2）前号の物品の使用場所への運搬及び使用場所からの回収
- （3）回収した物品の洗浄等
- （4）前3号に掲げるもののほか、乙が必要と認める事項

（協力業務の要請）

第3条 乙は、災害時において、協力業務が実施される必要があると認めるときは、甲に対し、物品提供要請書（様式第1号）により、物品提供の実施の要請を行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭で次に掲げる事項を通知することにより、当該要請を行うことができる。その際には、後日当該要請の内容に基づき物品提供要請書（様式第1号）を作成し、甲に提出するものとする。

- （1）物品提供の要請理由
- （2）必要とする物品名及び数量
- （3）物品を必要とする場所
- （4）必要とする期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、物品提供に必要な事項

(費用の負担)

第4条 協力業務の実施に要した費用は、乙の負担とする。

- 2 前項の費用の算定については、災害発生時の価格を基準とし、その他必要な事項は甲、乙協議の上定めるものとする。

(報告)

第5条 甲は、協力業務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した物品提供報告書(様式第2号)を乙に提出するものとする。

- (1) 提供した物品及びその数量
- (2) 物品の搬入・搬出場所
- (3) 物品提供の実施日時
- (4) 前各号に掲げるもののほか、物品提供に関する事項

(防災訓練等への参加)

第6条 乙は、甲に対して乙の主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

- 2 甲は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ協力業務に係る連絡担当者を定め、相互に連絡体制を確認するものとし、当該担当者に変更が生じたときは、相手方に対して速やかにその旨を連絡するものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

(規定外事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年3月19日

甲 横浜市神奈川区鶴屋町2-11-5 SGビル

株式会社 柴橋商会

代表取締役 柴橋 和弘

乙 小田原市荻窪300番地

小田原市長 守屋 輝彦

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

物品提供要請書

株式会社柴橋商会

代表取締役 _____ 様

小田原市長 _____

災害時におけるリネンサプライ等に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

事 項	内 容
要請理由	
物品名及び数量	
必要とする場所	
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
備 考	

様式第2号(第5条関係)

物品提供報告書

年 月 日

小田原市長 あて

株式会社柴橋商会

代表取締役

災害時におけるリネンサプライ等に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

物品	数量	搬入・搬出場所	日 時	備 考

別添

提供物品一覧

番号	物品
1	布団（敷布団・掛け布団）
2	シーツ
3	枕
4	車いす
5	折りたたみスロープ

※この一覧に記載の無い物品に関しては、甲乙で別途協議する。